

委員会規程

平成 25 年 5 月 8 日 理事会決定

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京グラフィックサービス工業会(以下「この法人」という。)定款第 50 条に基づき、この法人が事業を推進するために設置する委員会について定めたものである。

第 2 条 委員会の設置は、理事会が決める。

第 3 条 委員会の委員は、理事会において選任する。

2 理事会は、相当の事由のあるときは、委員を解任することができる。

第 4 条 委員の任期は、前条第 1 項により選任をした理事会を組織する役員の任期と同一とする。

ただし、委員会の委員が任期の満了又は辞任により退任したときは、後任者が就任するまでその職務を行う。

第 5 条 委員会に委員長 1 名を置く。

2 委員長は、委員において互選する。

第 6 条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

第 7 条 役員は、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

2 委員会に出席した役員は、直後の理事会に委員会の審議事項を報告する。

第 8 条 委員会は、調査・研究のために専門委員の委嘱、小委員会の設置、ワーキンググループ等を設置することができる。

第 9 条 委員には、所定の旅費・謝金等を支弁することができる。

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。